

# 特殊建築物の定期調査の報告時期

岐阜県では建築物の用途によって、定期調査報告の時期を定めています。

## ○岐阜県建築基準法施行細則 第10条の2に基づく一覧

対象建築物		報告時期(平成)											
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1号	劇場、映画館、演芸場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が200㎡を超えるもの又は3階以上の階若しくは地階に客席を有するもの		●			●			●			●	
2号	病院、診療所、老人福祉施設又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3階以上の階に患者等の入院等のための施設を有するもの			●			●			●			●
3号	ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3階以上の階に宿泊室を有するもの	●			●			●			●		●
4号	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超え、かつ、2階以上の階に売場を有するもの			●			●			●			●
5号	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え、かつ、3階以上の階又は地階に客席を有するもの		●			●			●			●	
6号	1から5号に掲げる用途に供する部分を2以上有する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超え、かつ、3階以上の階又は地階にその用途に供する部分を有するもの			●			●			●			●
7号	事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超え、かつ、階数が5以上であるもの	●			●			●			●		●
8号	自動車庫の用途に供する建築物で、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書又は第六項ただし書の規定により知事の許可を受けたもの	●			●			●			●		●
9号	共同住宅の用途に供する建築物（住戸の数が50以下のものを除く。）			●			●			●			●

※「●」のついた年内(1月1日から12月31日まで)に所管の建築事務所へ報告書を提出して下さい。